

神奈川県動物愛護センター（^{ニャン}NYANルーム(猫)）
ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

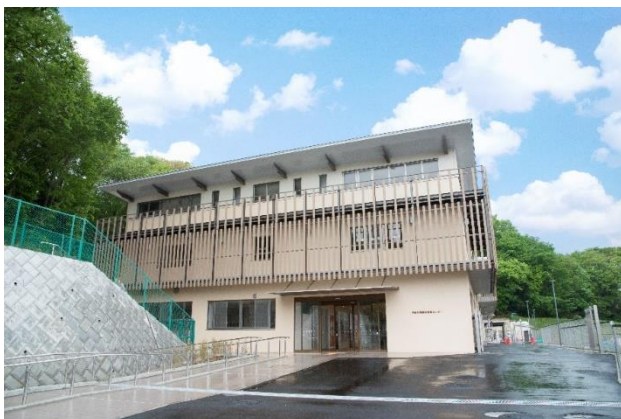
神奈川県動物愛護センターの命名権（ネーミングライツ）の活用に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 本県のネーミングライツの概要

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツパートナー）からその対価をいただき、当該施設の管理運営に役立てます。

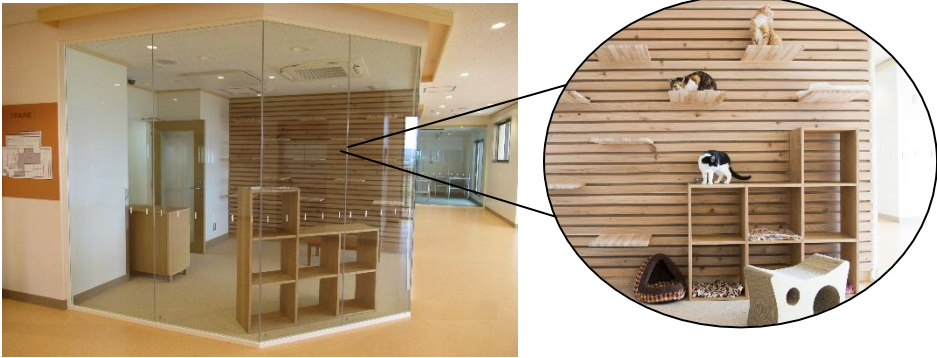
なお、募集する愛称は一般的な呼称として用い、施設の正式名称は変更しません。

3 募集の内容



施設の名称	神奈川県動物愛護センター
所在地	平塚市土屋401
設置目的	「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県内地域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く）の犬や猫などの保護を行うとともに、「人と動物の調和のとれた共生」の実現を目指して、保護動物の直接譲渡や動物愛護の普及啓発など、動物が人間社会の中でよりよい関係を保つための事業を推進していく。

施設概要	○ 経緯 昭和47年（1972年）4月 「神奈川県犬管理センター」として開設。動物を「処分するための施設」から「生かすための施設」へと転換するため、建替えを実施し、令和元年（2019年）6月に新しい動物愛護の拠点として開所。 ※建替えにあたり、多くの方々と力を合わせてつくることが動物愛護の輪を広げるために重要と考え、寄附を募った（8,618件、286,753,343円）。 ○ 転換後の施設の4つのコンセプト ① 殺処分するための施設から生かすための施設へ ② 動物愛護の普及啓発の拠点 ③ ボランティアと行政との協働 ④ 災害時の動物救護機能の充実 ○ 施設の構造及び規模 敷地面積：25,676.530㎡ 建物：本館（鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造、地上2階建）外延床面積：3,020.68㎡ 1階：主に事務所、2階：主に動物愛護普及事業関連の諸室 ○ 開所時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 8時30分から17時15分 ○ 来館者実績 令和7年度 延べ4,964名 【内訳】 ・施設見学：2,620名 ・譲渡面接来所：307名 ・譲渡時来所：311名 ・いのちの教室来所型：67名 ・夏休み等教室：76名 ・譲渡会等：1,583名 ○ 管理運営 神奈川県
------	---

愛称の募集対象	施設の一部（詳細は下記） ○ 名称 ニャンルーム  ○ 面積 約10㎡ ○ 利用目的 猫の室内飼養のモデルルームで、猫たちと実際に触れ合いながら、人も猫も快適に暮らせる室内飼いの方法を知ることができる部屋です。 ○ 利用状況 譲渡対象の猫が生活している様子をガラス越しに自由に見学できます。センターに見学にいらした方が入室を希望した際は、職員立会いのもと、猫と触れ合うことができます。猫が安心できる空間を作っています。
主なイベント	動物の適正飼養や譲渡を推進するため、各種イベントを開催して動物に関する知識の普及啓発を図っています。 ○休日開放デー（保護犬猫譲渡会、セミナー、施設見学ツアー、ワークショップ等） ○夏休み企画いのちの教室等 また、小中学生を対象とした「いのちの大切さ」を学ぶセミナーや獣医学を学ぶ大学生、関係者等による研修・施設見学を広く受け入れています。
契約期間	令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで
命名権料	年額50万円以上 （契約額は消費税及び地方消費税を加えた額となります）
命名権料により県が行う事業	○ 所有者不明猫の避妊、去勢手術等の動物愛護センターで行うソフト事業の充実強化 ○ センター内の施設・物品等の改修及び修繕
愛称の要件	○施設の用途に沿った愛称とし、「ニャンルーム」の用語を使用すること。 例：「〇〇ニャンルーム」 ○ 神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に該当する愛称は不可。

愛称の提示が 想定される場 所	○ NYAN^{ニャン}ルーム入口及びガラス張り部分、各階案内板。 ※ 別添「主な愛称の掲示場所」を参考のこと。 ※ 提示デザインについては、部屋の趣旨を踏まえて、県との協議の上決定します。 ※ その他パートナーから提案のあった場所、及び、設置にあたっての室名板の仕様等については、設置箇所も含め別途協議します。 ※ 費用はネーミングライツパートナーの負担となります。
その他の県の 取組	○ 県ホームページでの愛称の使用 ○ 施設ホームページ、施設案内リーフレットでの愛称の使用 ○ 県の広報媒体での愛称の紹介、県内市町村に対する愛称の使用の働きかけ等

4 導入までの流れ

- (1) 導入施設、導入条件の決定
- (2) ネーミングライツパートナーの募集
- (3) 申込書等の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉者の選定
- (6) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (7) 協定・契約の締結
- (8) 施設の表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

5 応募資格

別表1「応募資格」に定めるとおり。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

また、広告代理店を通じて申し込むことも可能ですが、この場合、神奈川県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

6 募集方法等

(1) 募集期間

令和8年(2026年)10月16日(金)から令和9年(2027年)1月15日(金)まで

(2) 申込書等の提出

次の書類(原本を正本として1部、コピーしたものを副本として2部)を提出していただきます。

ア ネーミングライツパートナー申込書(別紙1)

イ 企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

オ 納税証明書

 a 神奈川県税の未納がないことの証明書(県内に事業所等を有する場合)

 b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(直近1年分)

カ 決算報告書(直近3か年分)

キ 定款、寄附行為若しくは規約

ク 役員等氏名一覧表(別紙2)

※ ウ～オの書類は、提出日において発行の日から3か月以内のものに限ります。

※ グループで応募する場合は、構成する各法人についてイ～クの書類を提出してください。

(3) 留意事項

ア 提出は直接持参いただくか、郵送してください。なお、募集期間の最終日となる令和9年(2027年)1月15日(金)の17時必着とさせていただきます。

イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

ウ 提出された書類は複写のうえ選定委員会委員へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

エ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき公開することがあります。

オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、外部委員（弁護士、公認会計士など）と施設所管部局職員等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たって、選定委員会において、各委員から、応募者、愛称、命名権料、社会貢献の実績等に関する意見を聴取し、当該意見を参考に優先交渉者及び次点優秀者を選定します。応募が1件のみの場合も、県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか、別表2「審査基準」に基づき審査します。ただし、応募が1件の場合には、審査を簡略化します。

(3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき

イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

オ その他不正な行為があったとき

(4) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

8 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

9 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

(1) 「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき

(2) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき

(3) 倒産又は解散したとき

10 その他

(1) 愛称の周知

決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初からの愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、施設の正式名称を併記する場合があります。

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

(3) 費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミングライツパートナー	県
契約締結時の看板等の表示変更 ^{*1}		○
新たな看板設置等 ^{*2}	○	
印刷物、ホームページの表示変更 ^{*3}		○
契約終了時の原状回復	○	

^{*1} 県の負担により県が表示変更する看板等については、別添「主な愛称の提示場所 ○県負担部分」のとおりです。

^{*2} 設置の可否、看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。

^{*3} パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

11 問合せ先・提案書提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1（西庁舎2階）

神奈川県健康医療局 生活衛生部

生活衛生課 動物愛護グループ

TEL 045-210-4947 FAX 045-210-8864

E-mail:nyuniku-doubutsu.165@pref.kanagawa.lg.jp